

利 用 料 金 表

(特定入所者介護サービス費:補足給付軽減)

短期入所生活介護(れいたく苑ショートステイ:従来型個室(Ⅰ))(令和7年4月1日～)

単位:円

介護度	負担割合	所得段階 区 分	1日の料金									1ヵ月の料金 合計額 (30日)
			介護サービス費				実 費				合計額	
			介護報酬 一 割 負担額	夜間職員 配置加算 (Ⅲ)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	小計	食費	居住費	おやつ代	小計		
要介護1	1割	第1段階	603	15	18	636	300	380	100	780	1,416	45,151
		第2段階	603	15	18	636	600	480	100	1,180	1,816	57,151
		第3段階①	603	15	18	636	1,000	880	100	1,980	2,616	81,151
		第3段階②	603	15	18	636	1,300	880	100	2,280	2,916	90,151
		第4段階	603	15	18	636	1,445	1,231	100	2,776	3,412	105,031
	第4段階		1,206	30	36	1,272					4,048	126,782
	3割	1,809	45	54	1,908	4,684	148,534					
要介護2	1割	第1段階	672	15	18	705	300	380	100	780	1,485	47,511
		第2段階	672	15	18	705	600	480	100	1,180	1,885	59,511
		第3段階①	672	15	18	705	1,000	880	100	1,980	2,685	83,511
		第3段階②	672	15	18	705	1,300	880	100	2,280	2,985	92,511
		第4段階	672	15	18	705	1,445	1,231	100	2,776	3,481	107,391
	第4段階		1,344	30	36	1,410					4,186	131,502
	3割	2,016	45	54	2,115	4,891	155,613					
要介護3	1割	第1段階	745	15	18	778	300	380	100	780	1,558	50,008
		第2段階	745	15	18	778	600	480	100	1,180	1,958	62,008
		第3段階①	745	15	18	778	1,000	880	100	1,980	2,758	86,008
		第3段階②	745	15	18	778	1,300	880	100	2,280	3,058	95,008
		第4段階	745	15	18	778	1,445	1,231	100	2,776	3,554	109,888
	第4段階		1,490	30	36	1,556					4,332	136,495
	3割	2,235	45	54	2,334	5,110	163,103					
要介護4	1割	第1段階	815	15	18	848	300	380	100	780	1,628	52,402
		第2段階	815	15	18	848	600	480	100	1,180	2,028	64,402
		第3段階①	815	15	18	848	1,000	880	100	1,980	2,828	88,402
		第3段階②	815	15	18	848	1,300	880	100	2,280	3,128	97,402
		第4段階	815	15	18	848	1,445	1,231	100	2,776	3,624	112,282
	第4段階		1,630	30	36	1,696					4,472	141,283
	3割	2,445	45	54	2,544	5,320	170,285					
要介護5	1割	第1段階	884	15	18	917	300	380	100	780	1,697	54,761
		第2段階	884	15	18	917	600	480	100	1,180	2,097	66,761
		第3段階①	884	15	18	917	1,000	880	100	1,980	2,897	90,761
		第3段階②	884	15	18	917	1,300	880	100	2,280	3,197	99,761
		第4段階	884	15	18	917	1,445	1,231	100	2,776	3,693	114,641
	第4段階		1,768	30	36	1,834					4,610	146,003
	3割	2,652	45	54	2,751	5,527	177,364					

【その他加算】

- ① 送迎加算（片道：184単位）
- ② 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)…1ヶ月の総単位数へ14.0%を乗じた単位数

【負担限度額区分（介護保険負担限度額）について】 ※各保険者にて手続きが必要です

段階	対象者
第1段階	生活保護受給者 または 世帯全員及び配偶者が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給しており、本人の預貯金等が1,000万円以下(夫婦合わせて2,000万円以下)の方
第2段階	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額及び合計所得金額が80万円以下の方 かつ本人の預貯金等が650万円以下(夫婦合わせて1,650万円以下)の方
第3段階①	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額及び合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方 かつ本人の預貯金等が550万円以下(夫婦合わせて1,550万円以下)の方
第3段階②	世帯全員及び配偶者が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額及び合計所得金額が120万円を超える方 かつ本人の預貯金等が500万円以下(夫婦合わせて1,500万円以下)の方
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方、または本人が住民税課税となっている方、または配偶者が住民税課税となっている方、または本人の預貯金等が各段階に定められている預貯金等を超える(夫婦合わせて基準額+1,000万円を超える)方